

2015

6

JUN

Vol.61

Produce by
Osaka pref. Industrial Waste Association

Clean Life

クリーン
ライフ



大幸工業株式会社

特集

7月1日スタート!
大阪府による土砂埋立て等の規制

廃棄物管理士講習会

受講対象

産業廃棄物の処理を委託又は受託し、適正に管理していくために必要な法的知識を習得したいと考えている方等

受講料

10,000円 (資料代/消費税込み)

開催期日

開催期日		受講日数	定員
平成27年	7月10日(金)	1日	100名
	8月21日(金)	1日	100名
	10月16日(金)	1日	100名
	11月27日(金)	1日	100名
平成28年	2月12日(金)	1日	100名
	3月25日(金)	1日	100名

開催場所

天満研修センター

大阪市北区錦町2-21 TEL 06-6354-1927



- 本講習会の修了者には、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会が認定する「廃棄物管理士」の資格が付与されます。
- 本講習会の修了者は、堺市循環型社会形成推進条例に基づく「産業廃棄物管理責任者」等として従事することが可能になります。
- 本講習会の修了証は、大阪府における産業廃棄物収集運搬業の許可を更新申請するための修了証等として、ご利用いただけます(法人の場合は、原則として役員等が修了したものが対象です)。
- 本講習会の受講者は、継続学習制度(CPDS)を利用することにより、多くの行政機関等でCPDSの点数(7ユニット)が行政手続きの技術評価項目としてご活用いただけます。

C O N T E N T S

特集 ●大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例の概要	2
行政情報 ●●優良産廃処理業者認定制度の事業の透明性に係る基準について (平成27年3月30日事務連絡)	6
●優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルの改訂について (平成27年4月10日事務連絡)	7
●エコアクション21との相互認証に係る制度間確認の結果について (平成27年4月10日事務連絡)	12
●一般廃棄物又は産業廃棄物の輸出の確認に係る審査基準等 (平成27年5月14日環廃産発第1505141号)	18
●安全衛生優良企業は労働者の安全や健康を守る企業の証です (厚生労働省労働基準局安全衛生部・都道府県労働局労働基準部 健康安全主務課)	22
廃棄物処理先進事例調査 ●	26
●第13回廃棄物処理先進事例調査(トータルケア・システム株式会社)	
事業報告 ●	32
●廃棄物不適正処理巡視事業	
●廃棄物処理先進事例調査	
●おおさかATCグリーンエコプラザ ビジネス交流会 水・土壌汚染研究部会セミナー	
事業案内 ●	33
●優良認定推進研修会 (電子マニフェスト及びエコアクション21に関する説明会)について	
●平成27年度第1回産廃塾の開催について	
●第3回地球環境保全のための3R推進フォーラム	
●不適正処理防止啓発グッズのためのイラスト募集	
会員紹介 ●大幸工業株式会社	36
新規入会会員紹介 ●	42
バックナンバーのご案内 ●	44
●Clean Life ●よくわかるシリーズ ●廃棄物法制等普及促進シリーズ	

特集

7月1日スタート！
大阪府による土砂埋立て等の規制

平成27年 4月

土砂埋立て等を行う方

土砂を発生させる方（工事発注者、請負者）のみなさまへ

土地の所有者

土砂埋立て等に関する規制が始まります！

～大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例

平成27年7月1日スタート～

【主な規制項目】

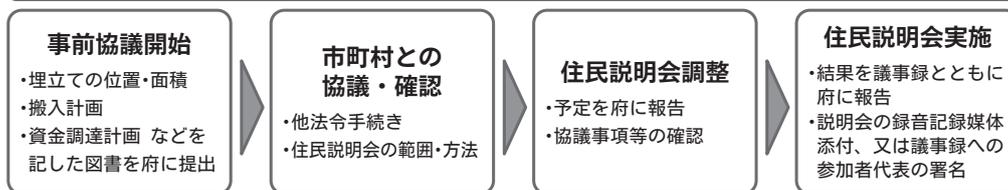
- 3,000㎡以上の土砂埋立て等には許可が必要です。
- 当該許可を得るためには、事前の周辺地域の住民への説明会の開催が必要です。
- 災害の防止と生活環境の保全のための措置が必要です。
- 搬入する土砂の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認や排水の水質検査を行う必要があります。
- 土地所有者の方は埋立て等の施工状況を定期的に確認する必要があります。
- 条例の規定に違反した場合、罰則（最高2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が適用されることがあります。

<はじめに>

大阪府では、「災害の防止」と「生活環境の保全」を目的に、「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例」を平成26年12月26日に、同施行規則を平成27年4月3日に制定しました。

施行は平成27年7月1日からとなりますので、関係者におかれましては、本条例の趣旨・内容をご理解いただき、土砂埋立て等の適正化に努めていただきますようご協力をお願いします。

※1 事前協議等の概要



(注) わかりやすく示すため、概略を記載しています。事前協議については、巻末のお問い合わせ先までご連絡ください。

③許可の基準等

○許可の基準は次のようなものです。(条例第11条関係)

- ・許可申請者やその役員等が欠格要件（本条例の命令・取消しを受け3年を経過していない、暴力団員やその関係者、など）に該当しないこと
- ・許可申請者が埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに足る資力を有しないことが明らかな者でないこと
- ・災害の発生を防止するため、地下水等の排除や擁壁設置等に関する構造上の基準に適合していること
- ・埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること など

④許可を受けた者の義務

○許可を受けた者は次のような報告や届出等を行う必要があります。(条例第12条～22条関係)

- ・搬入する土砂の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認、それらの結果の府への報告(搬入前)
- ・搬入した土砂の量などを記載した土砂管理台帳の作成、搬入した土砂の量の府への報告(半年毎)
- ・排水の定期的な水質検査(3ヶ月毎、府職員立会い)、その結果の府への報告
- ・氏名又は名称その他を記載した標識の掲示、境界標の設置など
- ・これらの義務を履行しない場合、搬入停止命令等の対象となります。

⑤許可を要しない場合

○次の埋立て等は許可不要です。詳しくはお問い合わせください。(条例第7条、規則第3条～5条関係)

- ・土地の造成等の区域で行う土砂埋立て等であって、当該区域で採取された土砂のみを用いて行うもの
- ・国、地方公共団体、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社、独立行政法人、西日本(阪神)高速道路株式会社などが実施する埋立て等
- ・採石法、砂利採取法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、土壌汚染対策法、港湾法、道路法、土地区画整理法、都市公園法、下水道法、河川法、都市計画法等による処分等に基づく埋立て等(各法令の全ての処分等が対象ではありません。詳しくはお問い合わせください。)
- ・コンクリート、ガラス等の製品を製造等するための原材料の土砂のみを用いて行う埋立て等
- ・運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で行う通常の管理行為(知事が公示したもの)
- ・法令、本条例又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う土砂埋立て等

⑥経過措置

○本条例施行(H27.7.1)の際、現に土砂埋立て等を行っている場合、及び特定の法令又は条例の許可を受け埋立て等を行っている場合に、経過措置期間を設定しています。

- ・平成27年7月1日時点で土砂埋立て等を行っている場合には、6か月の経過措置が設けられています。6ヶ月の経過措置期間後も継続して土砂埋立て等を行う場合は、経過措置期間中に許可申請が必要です。
- ・平成27年7月1日時点で、特定の法令又は条例(次ページ※2参照)の規定による許認可等を受けている場合には、当該許認可に係る許可期間が満了する日までは経過措置が設けられています(ただし、最大3年)。経過措置期間後も埋立て等を行う場合は、経過措置期間中に許可の取得が必要です。

- ※2 土地改良法、森林法、農地法、海岸法、自然公園法、地すべり等防止法、宅地造成等規制法、河川法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、農業振興地域の整備に関する法律、生産緑地法、大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例、大阪府砂防指定地管理条例、市町村が定めた土砂の埋立て等の規制に関する条例（以上の法令及び条例の許可等の処分について、各法令及び条例の全ての処分が対象ではなく、該当する条文が対象となっていますので、条例及び規則でご確認ください。）

4. 土砂を発生させる方（発注者、請負者）へ

①土砂を発生させる者の責務等（条例第5条、第15条関係）

- 建設工事に伴う土砂の発生を抑制し、発生させた土砂の有効な利用の促進に努めるとともに、発生させた土砂により不適正な土砂埋立て等が行われることがないように、適正な処理に努める必要があります。
- 土砂を発生させる者は、本条例の許可を受け埋立て等を行う者に対して、土砂発生元証明書等を発行する必要があります。これは、搬入される土砂の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認のためです。

5. 土地所有者の方へ

①土地所有者の責務等（条例第6条、第26～27条関係）

- 所有する土地において不適正な埋立て等が行われることのないよう適正な管理に努める必要があります。
- 本条例第8条の同意を行った土地所有者は、埋立て等の施工状況を毎月1回以上確認し、計画と明らかに異なる埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに埋立て等の中止などを求め、知事に報告する必要があります。この義務を怠った場合、当該埋立て等に関して必要な措置を講ずるよう勧告や命令を受ける場合があります。（施工状況の確認は、他の方にしてもらうことも可能です。）

6. 命令・公表・罰則など

①命令・搬入禁止区域指定・公表（条例第23条、第26条、第31条～33条関係）

- 知事はこの条例の施行に必要な限度において、埋立て等を行う者や土地所有者に対して報告を求めることがあります。また、埋立て等を行う者に対して、立入検査することがあります。
- 知事は本条例の許可を有する者等に対して、災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるよう命じることがあります。
- 知事は土砂埋立て等を継続することにより、人の生命、財産等を害するおそれがあると認められる場合、埋立て等が行われる土地及び周辺の土地を、土砂搬入禁止区域に指定することがあります。
- 知事は命令をした場合に、その命令を受けた者の氏名又は名称、命令の内容を公表することがあります。

②罰則（条例第37条～42条関係）

- 無許可、命令違反など：2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 排水の基準適合のための措置命令違反など：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 土地所有者に対する命令違反：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 など

【お問い合わせ先】

大阪府 環境農林水産部 みどり推進室 森づくり課 土砂対策グループ

T E L : (代表) 06-6941-0351 (内線2740・2741)

F A X : 06-6210-9551

U R L : <http://www.pref.osaka.lg.jp/midori/shokai.html> (みどり推進室森づくり課ホームページ)

<第一版 平成27年4月28日発行>

行政情報

事務連絡
平成27年3月30日

各都道府県・各政令市 廃棄物行政主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

優良産廃処理業者認定制度の事業の透明性に係る基準について

産業廃棄物処理行政の推進につきましては、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）において創設された優良産廃処理業者認定制度（以下「優良認定制度」という。）については、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」（平成23年3月（平成25年3月改訂））に基づき運用いただいているところです。

いわゆる優良基準のうち、事業の透明性に係る基準につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）に定める項目を一定期間継続して公表し、所定の頻度で更新することが必要です。特に、法人に関する基礎情報として、代表者等の氏名及び就任年月日に関する情報を変更の都度更新することとされており、当該情報の変更がない場合でも、1年に1回以上更新することとなっています。このため、前回の情報公表日を起算日として、1年以内に更新していることを明らかにするために、例えば、当該情報に「〇〇年〇〇月〇〇日現在」などと付記する取組について、お示ししているところです（「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルQ&A集」（平成23年5月））。

しかしながら、代表者等に関する情報の変更がない場合に、この時点表示がないことのみをもって事業の透明性が確保されていないとして、優良基準不適合と判断する事例が散見されています。企業情報を広く排出事業者等に公開するという事業の透明性に係る基準の趣旨からも、また、優良認定制度を普及させていくためにも、このような判断は適切ではないと思料されることから、貴部（局）における審査におきましてはこの旨配慮いただきますようお願いいたします。

【担当】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物 水谷、山崎
電 話：03-3581-3351（内線6879）
F A X：03-3593-8264
E-mail：hairi-sanpai@env.go.jp

ADMINISTRATION INFORMATION

事務連絡
平成27年4月10日

各都道府県・各政令市 廃棄物行政主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルの改訂について

日頃から、廃棄物・リサイクル対策の推進について御理解・御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成22年改正廃棄物処理法に基づく優良産廃処理業者認定制度については、平成25年3月29日付け事務連絡の「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」（以下「運用マニュアル」という。）及び「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル Q & A集」（以下「Q & A集」という。）を参考に運用していただいているところですが、このたび、運用マニュアル及びQ & A集を別添のとおり改訂しましたので、下記の事項も御留意の上、改訂後の運用マニュアルに基づき制度の運用を行っていただくようお願い致します。

記

1 運用マニュアルの改訂ポイント

- (1) 法人、個人に関する基礎情報の公表について、その記載例を修正したこと。
＜運用マニュアルP17参照＞
- (2) 運搬施設に関する事項の公表について、運搬車の排ガスレベルの見方の表を更新したこと。
＜運用マニュアルP30～P31参照＞
- (3) 処理施設に関する事項の公表について、産業廃棄物の種類ごとの主な処理方法の表を修正したこと。＜運用マニュアルP33参照＞
- (4) 産業廃棄物処理施設の維持管理状況の公表について、放流水のその他の項目の表を修正したこと。＜運用マニュアルP52参照＞
- (5) 環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類について、認定証見本を更新したこと。＜運用マニュアルP82参照＞
- (6) 電子manifestoに係る基準に適合することを証する書類について、加入証見本を更新したこと。＜運用マニュアルP83参照＞
- (7) 都道府県・政令市における事務負担の軽減について、優良認定付きの先行許可証の概念を追記したこと。＜運用マニュアルP96参照＞
- (8) 許可更新の期限の到来を待たずして許可の更新を行う場合の優良認定の付与について（産廃課長通知）を追記したこと。＜運用マニュアルP96参照＞

行政情報

- (9) 優良認定等を受けた産業廃棄物処理業者のメリットについて、優良さんぱいナビのURL及び説明書きを修正したこと。〈運用マニュアルP97 参照〉
- (10) 環境配慮契約法に基づく有利な取扱いについて、基本方針解説資料のURLを修正し、必要申請書類及びチェックリストのURLを追記したこと。〈運用マニュアルP98参照〉

2 Q & A集改訂のポイント

- (1) 法人・個人に関する基礎情報の公表について、代表者、役員等の氏名及び就任年月日、運搬施設の種類等及び組織・人員配置は、一年に一回以上の頻度で更新することとされているが、これらの情報に変更がない場合に、「〇〇年〇〇月〇〇日現在」などの時点表示がないことのみをもって、基準不適合と判断されないための書きぶりとしたこと。
- (2) 財務諸表に関する事項の公表について、Q & Aを2題追加したこと。
- (3) 環境配慮の取組に係る基準について、Q & Aを1題追加したこと。
- (4) 電子マニフェストに係る基準について、Q & Aを1題追加したこと。

【別添資料】

- ・優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成27年3月改訂版）
http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/attach/manual01_inst-1.pdf
- ・優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル Q & A集（平成27年3月改訂版）
http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/attach/manual01_inst-qa-1.pdf

【担当】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物 水谷、鳥居
電 話：03-3581-3351（内線6879）
F A X：03-3593-8264
E-mail：hairi-sanpai@env.go.jp

ADMINISTRATION INFORMATION

優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル Q & A集

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

■申請前の事前情報公表

Q 1. 【P 9～10関連】旧優良性評価制度における基準に基づき情報公開・更新を行っていた者が、新規則第9条の3第2号等の規定の適用に関する経過措置を受けたい場合、新規則に基づく情報を平成23年4月1日に公表開始することで足りませんか。それとも、平成23年3月31日までに公表開始する必要がありますか。

A 1. 平成23年4月1日に公表開始することで足りません。

■法人・個人に関する基礎情報の公表

Q 1. 【P15、P22、P64関連】代表者、役員等の氏名及び就任年月日、運搬施設の種類等及び組織・人員配置は、一年に一回以上の頻度で更新することとされていますが、これらの情報に変更がない場合でも一年に一回以上の頻度で更新が必要ですか。

A 1. これらの情報に変更がない場合は、例えば、当該情報に「〇〇年〇〇月〇〇日現在」と付記するなど、前回の情報公表日を起算日として一年以内に情報管理していることを明らかにすることが望まれます。

■運搬施設に関する事項の公表

Q 1. 【P24関連】<運搬車の種類の記載内容の例>のところに「最大積載可能寸法 (m)」とあります。これは、記載例ということなので、例えば、「最大積載可能寸法 (m)」ではなく、車検証に記載されている車両の寸法でも構いませんか。

A 1. 構いません。

■財務諸表に関する事項の公表

Q 1. 【P57関連】株主資本等変動計算書及び個別注記表が公表されていない場合、基準を満たしていると言えますか。

A 1. 言えません。

Q 2. 【P57関連】損益計算書においては、売上高等の営業成績となる指標が公開されていない場合、基準を満たしていると言えますか。

A 2. 排出事業者が処理業者の経営状況を判断することができない不十分な公開情報については、基準を満たしているとは言えません。

行政情報

■環境配慮の取組に係る基準

Q 1. 【P68関連】環境配慮の取組について、ISO14001登録事業者が申請者の親会社であって、登録証の付属書に構内関連企業として申請者が記載されている場合、基準を満たしていると言えますか。

（登録証には「付属書に記載する範囲において、下記規格の要求事項に適合していることを証します」との記載があります。）

A 1. 言えます。

Q 2. 【P68関連】環境配慮の取組について、「なお、これらの認証制度による認証は、事業所単位で取得するものがあるが、申請者が一つの都道府県・政令市内に複数の事業所を有する場合、このうちいずれかの事業所について認証を取得していればよく、必ずしも全ての事業所について認証を取得していることを求めるものではない。」と記載されています。申請先の都道府県・政令市内に事業所がない場合は、どうすれば良いですか。

A 2. その場合は、業許可申請書に記載された事業所のうち、いずれかの事業所について認証を取得していれば構いません。

Q 3. 【P68関連】本社のみが認証制度を取得している（申請先の都道府県・政令市内の事業所では取得していない）場合、本社以外の事業所について基準を満たしていると言えますか。

A 3. 言えません。申請先の都道府県・政令市内に事業所を有する場合には、当該事業所（複数ある場合は、いずれか一つで可）が認証制度を取得している必要があります。

Q 4. 【P68関連】登録証或いは付属書の登録活動範囲に廃棄物処理業（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業等）が含まれていない場合であっても、基準を満たしていると判断することは可能ですか。

A 4. 可能です。登録活動範囲の記載方法は認証機関によって様々であり、企業としてISO14001の取組を行っている実態があれば、基準を満たすと解することができます。

■電子マニフェストに係る基準

Q 1. 【P70関連】加入証の加入区分が「処分業者」の場合、収集運搬業の許可申請において、基準を満たしていると言えますか。

A 1. 言えません。

■財務体質の健全性に係る基準

Q 1. 【P74関連】「維持管理積立金の積立てに係る基準」とありますが、収集運搬業の許可について優良認定・優良確認を申請する場合も、この基準が適用されますか。

A 1. 収集運搬業と処分業を兼業している場合など、積み立てるべき維持管理積立金がある場合には、この基準が適用されます。

ADMINISTRATION INFORMATION

■税・保険料の納付に係る基準

- Q 1. 【P84関連】申請先の都道府県内に事業所がない場合などで、納付すべき税や社会保険料がない場合は、どのように扱えばよいですか。
- A 1. 納付すべき税がない場合は、税・保険料の納付に係る基準は適用されません。
ただし、この場合には、納付すべき税がないことを証明する必要があります。
その方法としては、例えば、課税権者に確認書を作成していただくことや、申請者自身による誓約などの方法が考えられます。

■優良確認・優良認定を受けた者の許可の有効期間

- Q 1. 【P95関連】平成23年4月1日時点で許可を受けている者については、法施行後、任意のタイミングで優良確認の申請ができるとされていますが、優良確認を受けた場合、その時点から既存の許可の有効期間が2年間延長されることとなるのですか。
- A 1. その通りです。
- Q 2. 【P95関連】平成18年5月1日に産業廃棄物処分業の許可を受けた者が、特定非常災害特別措置法※第3条第2項に基づく延長措置で許可の有効期限の満了日が平成23年8月31日まで延長された後に優良確認を受けた場合、許可の有効期限の満了日は平成25年4月30日、平成25年8月31日のどちらになるのですか。
- ※正式名称：特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
- A 2. 平成25年8月31日になります。

優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成27年3月改訂版）は
本会HP（行政情報）でご覧いただけます。

http://www.o-sanpai.or.jp/images/data/20150410_2.pdf

行政情報

事務連絡

平成27年4月10日

各都道府県・各政令市 廃棄物行政主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

エコアクション21との相互認証に係る制度間確認の結果について

産業廃棄物処理行政の推進につきましては、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）において創設された優良産廃処理業者認定制度（以下「優良認定制度」という。）については、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」（平成23年3月（平成27年3月改訂））に基づき運用していただいているところです。

いわゆる優良基準のうち、環境配慮の取組に係る基準につきましては、ISO14001又はエコアクション21若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていることが必要です。この「これと相互認証されている認証制度による認証を受けていること」については、「優良産廃処理業者認定制度における『エコアクション21と同等とみなされる地域等で実施されている環境マネジメントシステム等の認証に基準』について」（平成25年3月29日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課。以下「相互認証基準」という。）に基づき、地域等における環境マネジメントシステム（以下「地域版EMS」という。）及び当該地域版EMSの認証を受けた事業者が相互認証基準に適合していることが確認され、一般財団法人持続性推進機構による相互認証確認を受けた場合が該当いたします。

今般、一般財団法人持続性推進機構が「北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)」について制度間確認を行いましたので、審議結果を別添の通り御報告いたします。貴部（局）における産業廃棄物処理業者の環境配慮の取組に係る審査におきましてはこの旨配慮いただきますようお願いいたします。

【担当】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課 水谷、鳥居

電話：03-3581-3351（内線6879）

FAX：03-3593-8264

E-mail：hairi-sanpai@env.go.jp

ADMINISTRATION INFORMATION

産業廃棄物処理業者の相互認証に係る制度間確認の結果について (報告)

平成27年4月1日

環境省廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課長 殿

一般財団法人 持続性推進機構
理事長 郡嶋 孝

本機構が制定した「エコアクション21産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程」(以下「規程」という。)に基づく、制度間確認につきまして、「エコアクション21産廃処理業者の相互認証審議委員会」の審議結果を以下の通りご報告します。

記

規程Ⅱ 第1項から第5項の要件等への適合について、下記の制度について確認いたしました。但し、貴団体が確認の基準とするガイドライン「HESシステム規格書ステップ2」と規程Ⅱ第2項及び第3項に定める要件等については、差異がありましたので、別添「産業廃棄物処理業者の相互認証に係る差異事項への適合について」に基づくことを、「産業処理業者の相互認証に関する契約」を締結する際の条件とします。

実施主体名(法人名称)	エイチ・イー・エス推進機構
代表者の役職及び氏名	会長 高向 巖
法人所在地(登記上)	〒060-0001 住所：北海道札幌市中央区北1条西2丁目
制度の名称	北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)
ガイドライン等の名称	HESシステム規格書ステップ2
相互認証委員会審議日	平成27年3月25日

行政情報

別添「産業廃棄物処理業者の相互認証に係る差異事項への適合について」

一般財団法人 持続性推進機構

差異事項の具体的な内容	差異事項に適合するために地域版EMS事務局	
	〔産業廃棄物処理業者用システム規格 第2版(案)〕	
<p>次の規程により、必ず把握する項目として、二酸化炭素排出量、受託した産業廃棄物の処理量、廃棄物排出量、総排水量（あるいは水使用量）、化学物質使用量（化学物質を取り扱う事業者）を明記した。</p> <p>〔2. 環境マネジメントシステムの要求事項〕 ②環境負荷と環境への取組状況の把握及び評価対象範囲における事業活動に伴う環境負荷を把握し、その結果を踏まえ、事業活動の3中で環境に大きな影響を与えている環境負荷及びそのもとになる活動を特定すること。 環境負荷のうち、二酸化炭素排出量、受託した産業廃棄物の処理量、廃棄物排出量、総排水量（あるいは水使用量）、化学物質使用量（化学物質を取り扱う事業者）は必ず把握すること。 事業活動における環境への取組状況を把握すること。</p>	<p>3. 3. 1 環境影響要因 組織は、組織が管理できる範囲で、環境影響要因（*1）を特定する手順及びその結果を文書化するとともに、事業活動における環境への取組状況を把握すること。 なお、二酸化炭素排出量、受託した産業廃棄物の処理量、廃棄物排出量、総排水量（あるいは水使用量）、化学物質使用量（化学物質を取り扱う事業者）については必ず把握する。 要因を特定した結果、著しい環境影響要因（*2）は、環境目的を設定する際に配慮する。 組織は定期的に、また活動、製品、サービスに変更のあった場合は、この調査を実態のあったものに更新する。 [事業者が追加的に作成、提出すべき書類] ・二酸化炭素排出量、受託した産業廃棄物の処理量、廃棄物排出量、総排水量（あるいは水使用量）、化学物質使用量（化学物質を取り扱う事業者）についても把握し文書化したもの。</p>	
	<p>3. 3. 3 環境目的と環境目標の設定及び具体的な計画 組織は、可能な限り数値化し、かつ二酸化炭素排出量削減、廃棄物排出量削減、総排水量削減、化学物質使用量削減、グリーン購入、受託した産業廃棄物の収集運搬・処分を含めた環境目的・目標を組織全体又は階層で設定し、文書化し、実施する。 また、設定する際は、次の項目に配慮する。 ①著しい環境影響要因 ②法的及び組織が同意するその他の要求事項の順守 ③汚染の予防に関する約束 ④技術的、経済的制約を勘案した上での実現性 ⑤利害関係者の見解 ⑥環境に関する基本方針との整合性 また、組織は、次の項目を含んだ具体的な計画を文書化する。 ①進捗を管理する責任者の明示 ②具体的な施策と日程 ③環境目標に対する実績が確認出来ること 計画を実行する段階で、生産又は消費活動、製品又はサービスに変更があった場合は、該当部分をその都度改訂する。 ※HES規格でいう「環境目的」とは、もともと3年程度の中期目標の意義で「中期目標」を明確にした。 * 4 環境目的 「環境に関する基本方針」を達成するために、組織自らが定めて進める各種施策項目の到達点（中期目標）をいう。出来る限り数値化して定める。 [事業者が追加的に作成、提出すべき書類] ・二酸化炭素排出量、廃棄物排出量削減、総排水量削減、化学物質使用量削減、グリーン購入、受託した産業廃棄物の収集運搬・処分に関する取組も含まれた環境目的（中期目標）、目標計画書 ※イメージ 資料12「環境目的・目標一覧表」 資料13「環境目標計画書兼進捗管理表」</p>	
	<p>[7P] 3. 4. 2 自覚と力量の向上を目的とした教育と訓練 組織は、教育の必要性がある対象者を明確にし、対象者全員に、次の項目を自覚させるための内容と手順を文書化し、実施する。 ①環境に関する基本方針及びHESに定められたことを守ることの重要性 ②著しい環境影響要因及び環境改善活動の成果が環境に及ぼす好影響 ③環境目的・目標及び具体的な計画 ④緊急事態の準備・対応方法と各人の役割・責任 ⑤定められた手順を守らなかった場合に起こりうる環境に及ぼす影響 また、環境に著しい影響を与える可能性のある作業を行う全ての要員に必要な要件を特定した上で、手順に則した訓練等により力量を持つようにする。 実施した教育・訓練内容は記録する。 [事業者が追加的に作成、提出すべき書類] 「環境目的・目標及び具体的な計画」も含んだ教育するための内容と手順を文書化したもの。また、同要求事項を含んだ実施記録。</p>	

ADMINISTRATION INFORMATION

「差異事項の具体的な内容」には、『エコアクション21産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程』(平成26年4月9日制定 一般財団法人持続性推進機構)を適用し、記述する。
 「差異事項に適合するために(省略)書類の様式」には、前途「差異事項の具体的な内容」に伴い、H E S産廃規格を改訂(案)(=ステップ2との差異)した箇所を記述する。

及び事業者が追加的に作成、提出すべき書類の様式 (参考) [ステップ2 第2版]	地域版EMSの審査人と事務局がこれを確認するための方法等
<p>4. 3. 1 環境影響要因 組織は、組織が管理できる範囲で、環境影響要因を特定する手順及びその結果を文書化する。</p> <p>要因を特定した結果、著しい環境影響要因は、環境目的を設定する際に配慮する。 組織は定期的に、また活動、製品、サービスに変更のあった場合は、この調査の実態のあったものに更新する。</p>	<p>■資料6「審査実施マニュアル」27P 「3. 3. 1 環境影響要因」のチェック内容</p> <p>1. 手順どおり環境影響要因の調査・評価・登録を実施しているか。また、事業活動における環境への取組状況を把握しているか。 4. 二酸化炭素排出量、受託した産業廃棄物の処理量、廃棄物排出量、総排水量(あるいは水使用量)、化学物質使用量(化学物質を取り扱う事業者)について把握しているか。</p>
<p>4. 3. 3 環境目的と環境目標の設定及び具体的な計画 組織は、可能な限り数値化した環境目的・目標を組織全体又は階層で設定し、文書化する。</p> <p>また、設定する際は、次の項目に配慮する。 ①著しい環境影響要因 ②法的及び組織が同意するその他の要求事項の順守 ③汚染の予防に関する約束 ④技術的、経済的制約を勘案した上での実現性 ⑤利害関係者の見解 ⑥環境に関する基本方針との整合性 また、組織は、次の項目を含んだ具体的な計画を文書化する。 ①進捗を管理する責任者の明示 ②具体的な施策と日程 ③環境目標に対する実績が確認出来ること 計画を実行する段階で、生産又は消費活動、製品又はサービスに変更があった場合は、該当部分をその都度改訂する。</p> <p>[7P] 3. 4. 2 自覚と力量の向上を目的とした教育と訓練 組織は、教育の必要性がある対象者を明確にし、対象者全員に、次の項目を自覚させるための内容と手順を文書化し、実施する。 ①環境に関する基本方針及びH E Sに定められたことを守ることの重要性 ②著しい環境影響要因及び環境改善活動の成果が環境に及ぼす好影響 ③緊急事態の準備・対応方法及び各人の役割・責任 ④定められた手順を守らなかつた場合に起こりうる環境に及ぼす影響</p> <p>また、環境に著しい影響を与える可能性のある作業を行う全ての要員に必要な要件を特定した上で、手順に則した訓練等により力量を持つようにする。 実施した教育・訓練内容は記録する。</p>	<p>■資料6「審査実施マニュアル」28P 「3. 3. 3 環境目的と目標の設定及び具体的な計画」のチェック内容</p> <p>1. 二酸化炭素排出量削減、廃棄物排出量削減、総排水量削減、化学物質使用量削減、グリーン購入、受託した産業廃棄物の収集運搬・処分を含んだ環境目的・目標を文書化しているか。 4. 文書化された環境目的・目標を達成するための具体的な計画はあるか。 5. 環境目的・目標の具体的な計画について、責任者・施策・日程等が明確になっているか。</p> <p>■資料6「審査実施マニュアル」28P 「3. 4. 2 自覚と力量の向上を目的とした教育と訓練」のチェック内容</p> <p>2. 規格で要求している①から⑤の内容と手順を文書化し、実施されているか。 3. 教育・訓練の実施記録は作成されているか。</p>

行政情報

差異事項の具体的な内容	差異事項に適合するために地域版EMS事務局	
	[産業廃棄物処理業者用システム規格 第2版(案)]	
<p>次の規程により、「評価すること」を明記した。</p> <p>「2. 環境マネジメントシステムの要求事項」 ⑩取組状況の確認及び問題の是正 環境目標の達成状況、環境活動計画の実施状況及び環境マネジメントシステムの運用状況を、定期的に確認及び評価すること。環境関連法規等の遵守状況を定期的に確認及び評価すること。 環境目標の達成、環境活動計画の実施及び環境マネジメントシステムの運用状況並びに環境関連法規等の遵守状況に問題がある場合は是正処置を行い、必要に応じて予防処置を実施すること。</p>	<p>3. 5. 1 実施及び運用項目の監視と測定</p> <p>組織は、環境改善活動の進捗状況を定期的に監視及び測定するための方法を定めて文書化し、環境目的・目標の達成度合いを評価し、記録する。監視及び測定に機器を使用する場合は、その精度を維持する手順を文書化し、記録する。</p> <p>[事業者が追加的に作成、提出すべき書類] ・環境目的・目標の達成度合いが評価された記録</p>	
<p>次の規程により、環境報告書の記載事項を明記した。</p> <p>3. 環境報告書等の記載事項に関する要件 申請者は、以下の要件に適合した環境報告書等を定期的に作成・公表しなければならない。</p> <p>①組織の概要（事業所名、所在地、事業の概要、事業規模等） ②対象範囲（認証・登録範囲）、環境報告書等の対象期間及び発行日 ③環境方針 ④環境目標 ⑤環境活動計画 ⑥環境目標の実績 ⑦環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容 ⑧環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無 ⑨代表者による全体評価と見直しの結果 なお、「①組織の概要」には、以下の項目を記載することとする。</p> <p>○法人設立年月日、資本金、売上高、組織図 ○産業廃棄物処理業に関する以下の項目 ア. 許可の内容：許可番号、許可年月日、許可の有効年月日、事業計画の概要、事業の範囲（事業の区分と廃棄物の種類） イ. 施設等の状況 ・収集運搬業者：運搬車両の種類と台数、積替保管施設がある場合はその面積と保管上限量 ・処分業者：処理施設の種類、処理する産業廃棄物の種類、処理能力（規模）、処理方法、処理工程図 ウ. 処理実績（環境への負荷の自己チェック、受託した産業廃棄物の処理量）</p>	<p>3. 4. 3 環境に関する情報のやり取り</p> <p>組織は、環境に関する各種情報や苦情を受け付けて処理する手順を次のとおり定めて文書化するとともに、組織外部の利害関係者とやり取りした内容で特に重要なものを記録する。</p> <p>①組織内部で環境情報を連絡する仕組み ②組織外部の利害関係者との情報連絡の仕組み また、環境への取組状況について『環境活動レポート』を毎年作成し、公表する。環境活動レポートを作成する際には、次の事項を含むようにする。</p> <p>①組織の概要 ○事業所名、所在地、事業の概要、事業規模、法人設立年月日、資本金、売上高、組織図 ○産業廃棄物処理業に関する以下の項目 ア. 許可の内容：許可番号、許可年月日、許可の有効年月日、事業計画の概要、事業の範囲（事業の区分と廃棄物の種類） イ. 施設等の状況 ・収集運搬業者：運搬車両の種類と台数、積替保管施設がある場合はその面積と保管上限量 ・処分業者：処理施設の種類、処理する産業廃棄物の種類、処理能力（規模）、処理方法、処理工程図 ウ. 処理実績（環境への負荷の自己チェック、受託した産業廃棄物の処理量） ②対象範囲（認証・登録範囲）、環境活動レポートの対象期間及び発行日 ③環境に関する基本方針 ④環境目的・目標 ⑤環境活動計画 ⑥環境目標の実績 ⑦環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容 ⑧環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無 ⑨最高責任者による評価</p> <p>[事業者が追加的に作成、提出すべき書類] ・上記①から⑨を満たした環境活動レポート</p>	

ADMINISTRATION INFORMATION

及び事業者が追加的に作成、提出すべき書類の様式

(参考) [ステップ2 第2版]

地域版EMSの審査人と事務局がこれを確認するための方法等

3. 5. 1 実施及び運用項目の監視と測定

組織は、環境改善活動の進捗状況を定期的に監視及び測定するための方法を定めて文書化し、環境目的・目標の達成度合いを記録する。
監視及び測定に機器を使用する場合は、その精度を維持する手順を文書化し、記録する。

■審査実施マニュアル 29P

「3. 5. 1 実施及び運用項目の監視と測定」

- 2. 環境目的・目標の達成度合いを評価しているか。
- 3. 評価した記録はあるか。

4. 4. 3 環境に関する情報のやり取り

組織は、環境に関する各種情報や苦情を受付けて処理する手順を次のとおり定めて文書化するとともに、組織外部の利害関係者とやり取りした内容で特に重要なものを記録する。

- ①組織内部で環境情報を連絡する仕組み
- ②組織外部の利害関係者との情報連絡の仕組み

■資料6「審査実施マニュアル」28P

「3. 4. 3 環境に関する情報のやり取り」のチェック内容

- 2. 環境活動レポートは必要な情報を記載の上、作成・公表されているか。

行政情報

環廃産発第1505141号
平成27年 5月14日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

「規制改革実施計画」（平成26年 6月24日閣議決定）においては、「第三次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、他国において安定的な需要のある石炭灰などの循環資源について、審査の考え方を見直す等、輸出手続を迅速化し、円滑化するための具体的な方策等を検討し、結論を得ることとされた。

これを受け、今般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第10条第1項（第15条の4の7第1項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する一般廃棄物又は産業廃棄物の輸出の確認に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条及び第6条に規定する審査基準及び標準処理期間について、別紙のとおり改正する。

別紙

一般廃棄物又は産業廃棄物の輸出の確認に係る審査基準等

第1 廃棄物の輸出確認の趣旨

廃棄物の輸出については環境大臣の確認が必要とされているが、これは、廃棄物の国内処理の原則を具体化するとともに、国外での安易な処理が行われることにより国内の排出事業者責任が空洞化し、国内での適正処理に支障を来すことを防止する観点から定められたものであること。

なお、廃棄物の輸出とは、本邦から廃棄物を外国に向けて送り出すこと（公海において日本の船舶、航空機内で発生した廃棄物を外国に向けて送り出すことを含む。）をいうものであること。また、ここで、外国とは本邦以外の国又は地域をいい、公海は含まないこと。

第2 適合性の確認について

- 1 国内においては適正に処理されることが困難であると認められる廃棄物の輸出であること
法第10条第1項第1号（法第15条の4の7第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定中、「国内におけるその一般廃棄物（産業廃棄物）の処理に関する設備及び技術に照らし、国内においては適正に処理されることが困難であると認められる一般廃棄物（産業廃棄物）」とは、例えば特許等の関係で国内において処理ができない廃棄物をいい、処理費用が高価であることや技術はあるが施設が未整備であること等はこの要件を充足しないものであること。
- 2 1で規定する廃棄物以外の廃棄物にあっては、国内における廃棄物の適正な処理に支障を及ぼさないものとして環境省令で定める基準（輸出の相手国において再生利用されることが確実であると認められること）に適合する廃棄物の輸出であること。

ADMINISTRATION INFORMATION

(1) 適合性の確認

法第10条第1項第2号（法第15条の4の7第1項において読み替えて準用する場合を含む。）に係る適合性の確認は、次に掲げる事項の適否を審査して行うものであること。

- ① 再生によって得ようとする物（以下「再生品」という。）の性状を適合させるべき標準的な規格があること等当該再生品の性状が利用者の需要に適合していることを判断するに足りる条件が整備されていることにより、輸出の相手国において再生品の利用が確実に見込まれること。
- ② 輸出の相手国における同一の種類及び同等の性能の物の価格、利用の実績、需要の状況等と比較して、輸出の相手国において再生品の利用が確実に見込まれるものであること。
- ③ 得られる再生品の性状が①に掲げる条件に適合したものとなるよう、当該廃棄物の性状の分析及び管理、当該再生利用の用に供する施設の運転管理並びに再生品の性状の分析及び管理が適切に行われるものであること。
- ④ 当該廃棄物の全部又は大部分を再生品の原材料として使用すること。
- ⑤ 当該廃棄物又は当該廃棄物を輸出の相手国において処分するために処理したものの再生を行う者（以下「処分者」という。）が、当該廃棄物の処理及び再生品として製造した物の販売を円滑に行うことができることが事業の実績又は事業計画（当該事業の開始に必要な資金の調達及び技術的能力の確保に関する計画を含む。）に照らして明らかであるものであること。
- ⑥ 処分者から輸出者に対し、当該廃棄物の受入時点及び処理が終了した時点でその旨が報告されることとされているなど、確実に再生利用されたことの確認が行われるものであること。
- ⑦ 処理又は再生品の販売を適切に行うことができない事情が生じた場合や契約を解除した場合等において、処理されない当該廃棄物及び再生品の取扱いがあらかじめ輸出者と処分者の間で定められており、その内容が法の目的に照らして不適当なものでないこと。
- ⑧ 当該廃棄物を主として燃料として使用することを目的とするものでないこと。
- ⑨ 燃料として使用される再生品を得るためのものでないこと。
- ⑩ 通常の使用に伴って生活環境の保全上支障が生ずるおそれがない再生品を得るためのものであること。
- ⑪ 一般廃棄物の輸出については、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に適合するものであるほか、次のいずれにも該当しないものであること。
 - イ) ばいじん又は焼却灰であって、一般廃棄物の焼却に伴って生じたものその他の生活環境保全上支障が生ずるおそれがあるもの。
 - ロ) 通常の保管状況の下で腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの。

(2) 参考となる書類等の添付

(1)の適合性を確認するため、必要に応じて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第6条の27第3項第9号又は第12条の12の25第3項第9号の「その他参考となる書類又は図面」として、(1)の事項に適合していることを証明する資料の添付を求めるものであること。なお、添付書類については、必要に応じて和訳を併せて添付すること。

- 3 輸出に係る廃棄物が処理基準を下回らない方法により処理されることが確実であると認められること

行政情報

(1) 適合性の確認

法第10条第1項第3号（法第15条の4の7第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の適合性の審査は、次に掲げる事項の適否を確認して行うものであること。

- ① 予定される収集運搬及び処分（再生及び再生品の製造に伴って生ずる残さの処分を含む。）の方法が法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準若しくは法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準（以下「廃棄物処理基準」という。）に適合すること又は廃棄物処理基準と同等以上と認められる輸出の相手国の基準に適合すること。
- ② 予定される収集運搬及び処分（再生及び再生品の製造に伴って生ずる残さの処分並びにこれらに伴って生ずる排ガス及び排水の処理を含む。）が輸出の相手国の環境法令に適合し、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約に適合する環境上適正な処理であること。
- ③ 処理又は再生品の販売を適切に行うことができない事情が生じた場合や契約を解除した場合等において処理されない当該廃棄物及び再生品の取扱いがあらかじめ輸出者と処分者の間で定められており、その場合の処理の方法が廃棄物処理基準に適合すること又は廃棄物処理基準と同等以上と認められる輸出の相手国の基準に適合すること。
- ④ 生活環境保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときに、支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（これに必要な資金の確保を含む。）が講じられること。

(2) 参考となる書類等の添付

(1)の適合性を確認するため、必要に応じて、規則第6条の27第3項第9号又は第12条の12の25第3項第9号の「その他参考となる書類又は図面」として、次に掲げる内容を記載した書類等の添付を求めるものであること。なお、添付書類については、必要に応じて和訳を併せて添付すること。

- ① 廃棄物処理基準と同等以上と認められる輸出の相手国の基準の概要
- ② 想定される保管期間（算定根拠を含む）。
- ③ 処分施設が、廃棄物処理基準又は輸出の相手国の環境法令に適合した処理を行う上で必要となる分析・計量設備の有無
- ④ 処分施設に適用される輸出の相手国の法令の概要
- ⑤ 処分施設が許可等を受けていることが輸出の相手国の法令により求められている場合、当該許可等を受けていることを証する書面の写し。
- ⑥ 契約書の写し
- ⑦ 一括申請の場合、輸出を行う期間における個別の輸出計画（輸出年月、数量等）

4 申請者

(1) 一般廃棄物

法第10条第1項第4号の規定により、一般廃棄物の輸出を申請できる者は、一般廃棄物の処理責任を負うべき者、すなわち市町村及び事業者（自らその事業活動に伴って生じた一般廃棄物を輸出するものに限る。）に限られるものとされているところ、本号の適合性の審査は、事業者の場合その業務内容を聴取して行うものであること。

なお、ここでいう「事業者」には、中間処理業者（廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において廃棄物を処理する者をいう。以下同じ。）は含まれ

ADMINISTRATION INFORMATION

ないこと。

(2) 産業廃棄物

法第15条の4の7第1項において読み替えて準用する法第10条第1項第4号の規定により、産業廃棄物の輸出を申請できる者は、廃棄物の処理責任を負うべき者たる事業者（自らその事業活動に伴って生じた産業廃棄物を輸出するものに限る。）並びに都道府県及び市町村に限られるものとされているところ、本号の適合性の審査は、事業者の場合その業務内容を聴取して行うものであること。

なお、ここでいう「事業者」には、(1)と同様、中間処理業者は含まれないこと。

第3 その他

1 国内における法の遵守

廃棄物が輸出される場合、その廃棄物が本邦の領域内にある場合には当然に国内における法令の適用を受けることから、法に基づく廃棄物処理基準である法第12条第2項、第5項及び第6項に規定する保管基準及び委託基準の遵守並びに法第12条の3に規定する産業廃棄物管理票の交付等の法の規定を遵守しなければならないこと。

したがって、例えば産業廃棄物の輸出を行う場合であっても国内（領海内を含む。）における運搬については、自ら行う場合を除き、法に基づく委託基準に適合した委託が行われる必要があること。また、規則第2条第6号及び第9条第9号において、廃棄物の輸出に係る運搬を行う者（自ら本邦から輸出の相手国までの廃棄物の運搬を行う者に限る。）については産業廃棄物収集運搬業等の許可を要しないこととされているところであるが、これらの者に対する委託についても委託基準が適用されること。

なお、ここで、産業廃棄物収集運搬業等の許可を要しないこととされた者は、本邦の港又は空港から外国へ仕向けられた船舶又は航空機に最後に積み替えられた以降のものを運搬する者に限られるものであること。

2 確認を不要とする者

法第10条第2項（法第15条の4の7第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、自らの日常生活に伴って生じた一般廃棄物を携帯して輸出する者、本邦から外国までの航行に伴い生ずる廃棄物を輸出する者等については、廃棄物の不適正処理、処理責任の空洞化のおそれが少ないことから、例外として確認が不要であるとされていること。

3 その他

個別の輸出確認の申請において記載された輸出予定年月日を正当な理由なく超過した場合には、改めて環境大臣による確認の申請を行うことが必要であること。

第4 標準処理期間

標準処理期間は、60日とする。

行政情報

「安全衛生優良企業公表制度」スタート！

安全衛生優良企業 は労働者の 安全や健康を守る企業の証です

労働者が安全・健康に働くことができる環境を作ること、企業にとって不可欠です。
労働者にとっても、企業にとっても、求職者にとっても、ベストな労働環境を目指して—
安全衛生優良企業認定を受けませんか？



安全衛生優良企業とは？

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。
この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。
基準を満たした企業は、3年間の認定を受けることができ、さまざまなメリットが得られます。



厚生労働省労働基準局安全衛生部
都道府県労働局 (労働基準部健康安全主務課)

ADMINISTRATION INFORMATION



認定の基準の概要は次のとおりです。

詳細は、安全衛生優良企業のホームページをご覧ください。

STEP 1
必要項目を全て満たす

第1 企業の状況として満たしていることが必要な項目

- 労働安全衛生法等の違反の状況
- 労働災害発生状況
- その他優良企業としてふさわしくない事項

優良企業にふさわしいかどうか確認します

第2 企業の取組として満たしていることが必要な項目

- 安全衛生体制の状況
- 安全衛生全般の取組

基本的な取組ができているか確認します

STEP 2
主要な取組・対策ごとに6割以上、全体としては8割以上を取得する

第3 企業の積極的な取組を評価する項目

- 安全衛生活動を推進するための取組
- 健康で働きやすい職場環境の整備（健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働防止対策、受動喫煙防止対策）
- 安全でリスクの少ない職場環境の整備

積極的な活動を評価します

安全衛生優良企業公表制度の背景



企業

誰もが安心して健康に働くことができる会社であることをPRしたい。

労働災害の防止や労働者の健康確保対策は、働く全ての人やその家族にとって大切なことでありながら、積極的に取り組む企業の認知度が高いとは言えませんでした。そのため、この制度は、労働安全衛生対策をより広く認知してもらうこと、そして積極的な取組を進める企業を応援することを目的として作られました。



企業

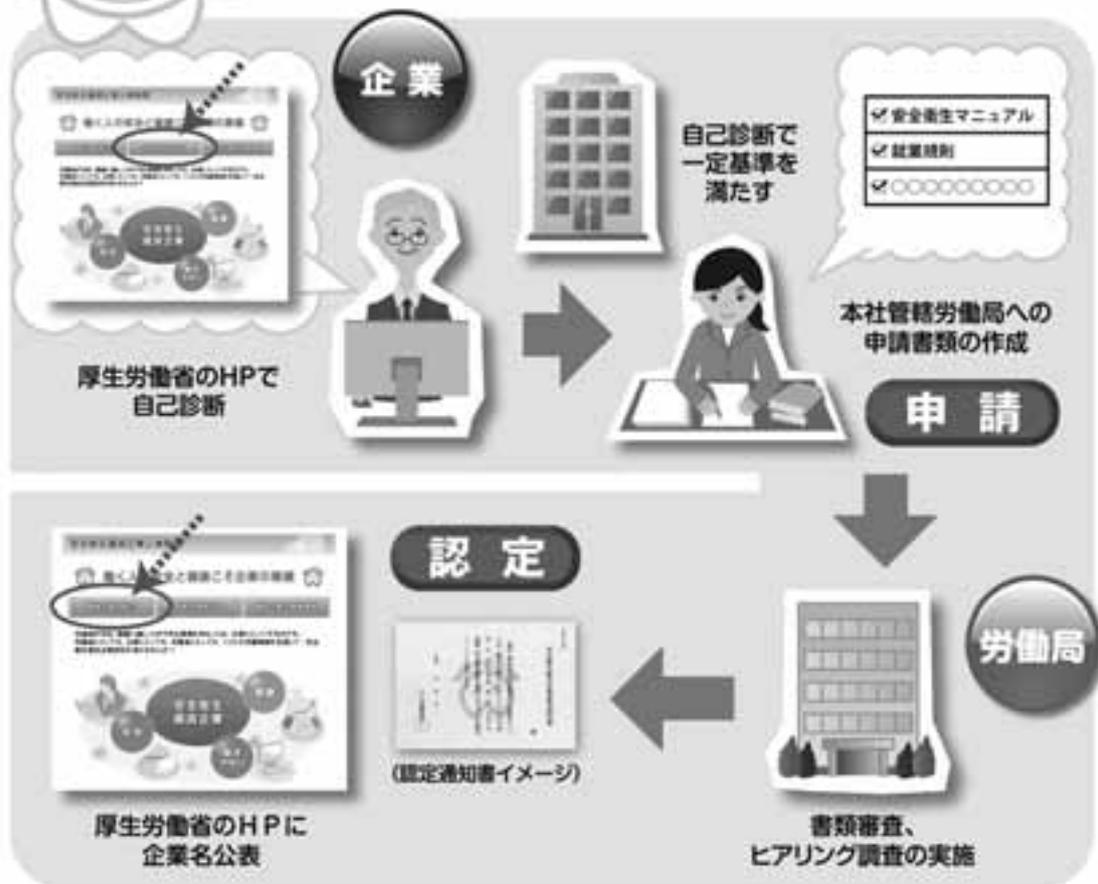
社員に健康に働いてもらうための企業独自の取組も、評価してもらいたい。

行政情報

申請の
方法は？

申請の方法は次のとおりです。

詳細は、安全衛生優良企業のホームページをご覧ください。



申請Q&A

Q どんな企業が申請できるのですか？

A 労働者を雇用するすべての企業・法人が対象になり、どんな業種でも申請いただけます。

Q 安全衛生優良企業の認定申請は、企業単位で行うのですか？

A 企業単位での申請となります。認定を受けるには、全ての事業場の取組を含め、安全衛生優良企業の認定基準を達成していることが必要です。

Q 認定期間は何年ですか？

A 3年間です。3年経過した後は、再度申請が必要になります。



Q 自己診断の際に、評価項目を満たしているかどうかの判断はどのように行ったらよいですか？

A ホームページに掲載した各評価項目に、取組事例が記載されていますので、参考にしてください。事例は参考なので、同じことを行っていないければ項目を満たしていない、というものではありません。

Q 認定を受けた後に、要件を満たせない評価項目が発生した場合には、どうすればよいですか？

A 何らかの事情により満たせない評価項目が発生し、認定基準を満たさなくなった場合には、認定証を返納していただく必要がありますので、認定を受けた労働局までご相談ください。

ADMINISTRATION INFORMATION



優良企業に認定されると、厚生労働省のホームページで企業名が公表されます。また、安全衛生優良企業マークが名刺や商品などに使用でき、さまざまな場所でPRすることができます。それによって、以下のような効果が生れます。



安全衛生優良企業についての情報は、ホームページをご覧ください。
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html



お問い合わせは



都道府県労働局労働基準部健康安全主務課へ

受付時間 8時30分から17時15分まで(土曜日・祝日・休日・年末年始を除く)

働く人の安全と健康こそ企業の業績
 認定制度を活用しましょう!

廃棄物処理先進事例調査

平成27年5月15日（金）13：00より本会再生処分部会の先進事例調査事業として福岡県大牟田市にあるトータルケア・システム株式会社大牟田工場（大牟田エコタウン内）ラブフォレスト大牟田を訪問し、使用済み紙おむつのリサイクル等について丁寧かつ詳細な説明を受けました。



第13回 トータルケア・システム株式会社

■概要

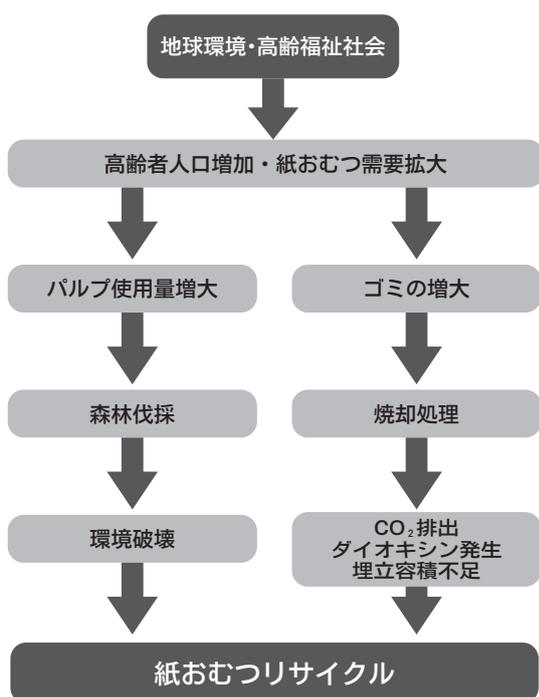
社名	トータルケア・システム株式会社
代表者	代表取締役 長 武志
本社	福岡県福岡市博多区博多駅東3-9-26
設立	平成13年11月
資本金	117百万円
竣工	平成17年3月
業務内容	使用済み紙おむつの水溶化処理 再生紙パルプ等の販売 紙おむつリサイクル事業の総合プロデュース
施設名	ラブフォレスト大牟田 福岡県大牟田市健老町466-1（大牟田エコタウン内）
処理能力	20 t / 日（紙おむつ約10万枚）
特許	使用済み紙おむつの使用材料の再生処理方法
取得許可	産業廃棄物収集運搬業 産業廃棄物処分業 一般廃棄物処理施設設置許可



塩見部会長の挨拶



紹介されたテレビ番組の上映



■概要

同社は平成17年4月に本格操業を開始後、これまで約10年の間に新聞・テレビなどメディアにも度々取り上げられている。直近では本年1月放送の「たけしのニッポンのみかた！」(テレビ東京)にて紙おむつリサイクル事業が紹介された。自前の焼却設備を持たない自治体から持ち込みの要望も多い。国、県の補助金事業であり、脱焼却の設備であることから、各省・自治体をはじめ行政の視察コースにもなっており、官・民ともに注目の企業である。

■経緯

同社は当初、使用済み紙おむつ専用の焼却施設の設置を計画していた。行政とも連携を取り、施設稼働に向け前向きに話を進めていたが、住民反対やその後のダイオキシン類規制により計画中止を余儀なくされた。

そこで、もともと紙おむつの販売・回収を手掛け、かねてより使用済み紙おむつに利用価値の可能性を感じていた長社長の決断で紙おむつリサイクルへと方針転換した。現在は再生パルプを再生シート等に加工後、建築資材へとリサイクルしているが、目標は「紙おむつ to 紙おむつ」とのことである。



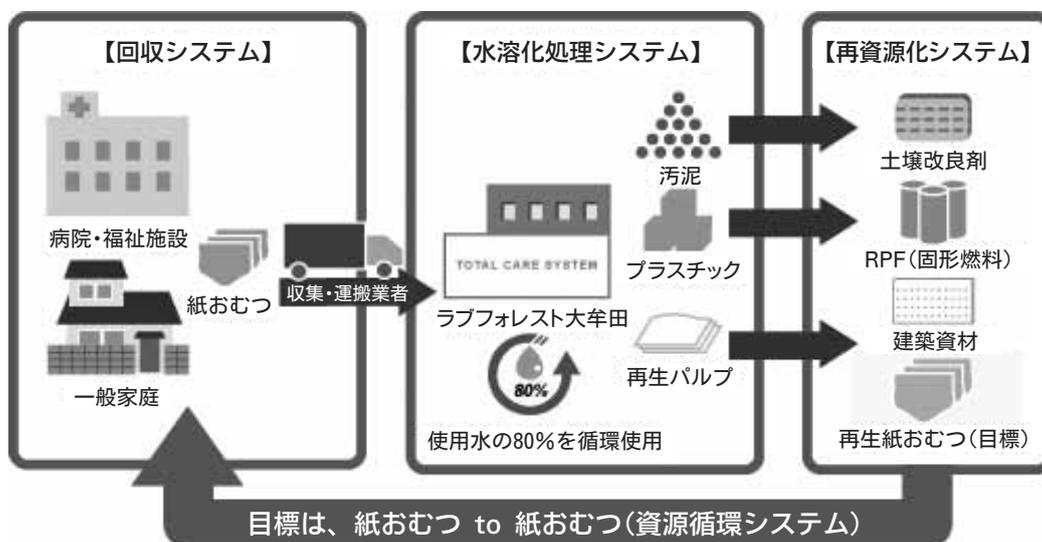
田嶋取締役工場長より会社概要の説明

■リサイクルシステム

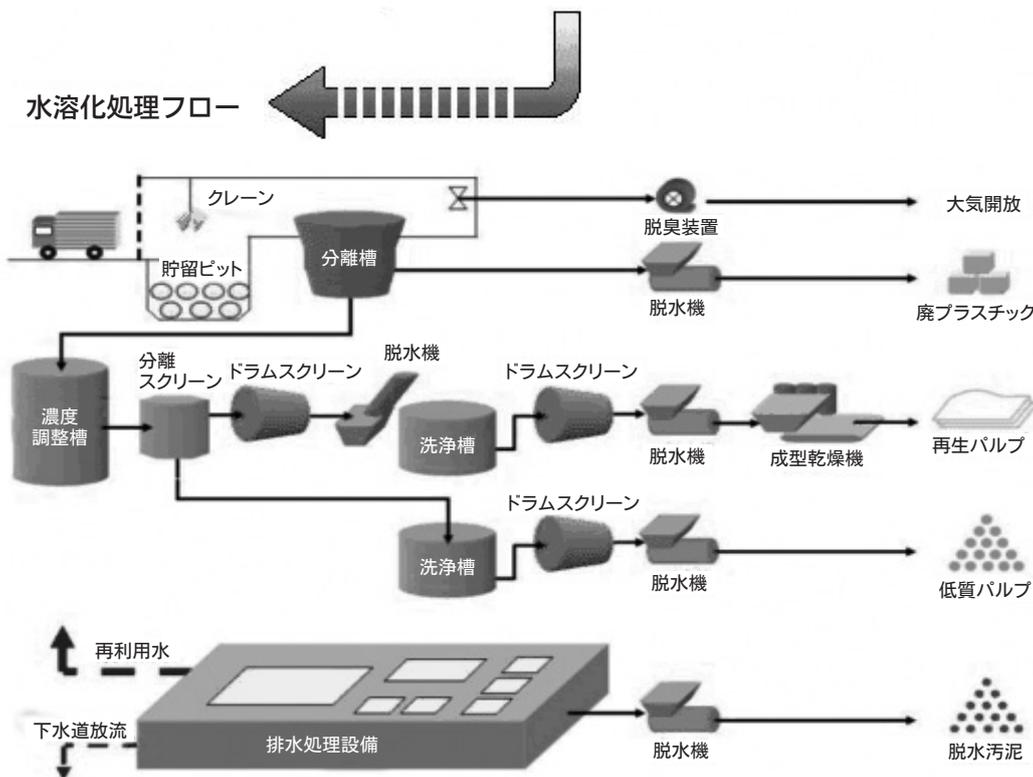
同社のリサイクルシステムは病院・福祉施設から排出される使用済み紙おむつを搬入業者がラブフォレスト大牟田に持込み、同社の水溶化分離技術を用いて、再生パルプ、廃プラスチック類、廃SAP・汚泥に分離回収するものである。

回収した再生パルプは使用するメーカーによりバラのパルプ材もしくはパルプシートとして販売し、建築資材に使われている。廃プラスチック類はRPF原料に、廃SAP・汚泥は土壌改良材にそれぞれ再資源化される。水溶化処理に際し、使用される処理水は微生物処理後、処理水の80%を循環使用している。この水溶化処理システムの処理能力は一日20ト/12時間（紙おむつ10万枚相当）となっている。このリサイクルシステムにより単純焼却処理に比べ約40%のCO₂削減効果が実証されている。また再生パルプの利用で森林保護にも役立っている。

【紙おむつリサイクルシステム】



水溶化処理フロー



具体的な水溶化処理フローは、まず持ち込まれる紙おむつはピットに投入され、クレーンで分離槽へ運ばれる。分離槽ではまず廃プラスチック類とそれ以外に分けられる。廃プラスチック類は脱水処理後、RPF原料となる。



山田副工場長より
施設内の説明



さらに分離スクリーンにより再生パルプと廃パルプに分けられる。再生パルプは脱水機を経て成型乾燥機にかけられシート状に加工される。廃パルプも脱水処理後低質パルプとして土壌改良材へ再生される。水溶化処理に伴って排出される汚泥も脱水処理後土壌改良材へ再生される。RPF、土壌改良材への加工は他社へ処理委託を行って対応している。



エコパルプ(下)とその説明を聞く部会員(上)



ピットに集められた使用済み紙おむつ



ピット内の使用済み紙おむつをクレーンで分離槽へ



再生パルプ



再生パルプの臭気を確認する塩見部会長



使用済み紙おむつからリサイクルされた原材料と製品

■大木町での取組み

同社は大牟田市より一般廃棄物処理施設設置許可を受けている。その許可により近隣の大木町（オオキマチ）から紙おむつの処理を受託している。利用者は町指定の一枚15円の専用袋を購入し、その専用袋を使用して各行政区に設置している紙おむつ専用回収ボックスに利用者みずから投入している。

このシステムは24時間捨てることが可能な利便性とプライバシー配慮の面から、非常に好評を得ている。回収は週2回収集運搬業者による拠点回収が行われている。また回収ボックスまで持っていくことが困難な高齢者のためにシルバー人材センターの人材により排出家庭から専用回収ボックスまでの運搬サービスがある。このため大木町からシルバー人材センターに対し収集運搬業の許可を付与している。このサービスは単なる運搬ではなく、見守りによる高齢者の安否確認を兼ねており、孤独死などの高齢化問題を抱える日本社会にとって参考となるモデルである。



紙おむつ専用回収ボックスの表示板

■増田常務取締役からの説明

工場見学にあたっては視察前より気になっていた臭いについて、ヤード内は脱臭設備により脱臭を行っていることもあり、気になるほどの臭いはなかった。再生パルプには全く臭いはなく、これは洗浄・殺菌処理工程があること、紙おむつに含まれるポリマーに汚物はほぼ吸収されているためとの説明を受けた。



増田常務取締役

工場の処理体制は3名+再生パルプシート製造に2名と効率よく運営されていた。一日の処理量20トンのうちパルプの占める割合は4トン程度で、そのうちのおよそ8割に当たる3トンを再生パルプとして生産している。



パワーポイントによる説明

今後は目標である「紙おむつto紙おむつ」を実現するためにメーカーが紙おむつ製造処理に使用するのに必要な量の再生パルプを生産する必要がある。すでに再生パルプの質についてはバージン材と比較しても遜色なく、使用可能なことが証明されている。

また、日本の高齢化社会や海外からの需要を踏まえると、今後ますます紙おむつ使用量は増加することが見込まれることから、実績のあるこの水溶化処理システムのプラント販売、ノウハウ提供などによるロイヤリティー収入も増やしていきたいとの計画がある。



意見交換

■まとめ

これまで焼却するしかなかった使用済み紙おむつをリサイクルするという着眼点が長年紙おむつに携わってきたからこそその発想だと感じました。

使用済み紙おむつは、原則、一般廃棄物となるため、主に自治体の焼却コストとの兼ね合いが大きな課題になることと思われませんが、事業化に際しては自前の焼却設備を持たない自治体や脱焼却・埋立を目指す自治体などと調整できれば可能性のある事業だと思いました。また、現在の処理日量20トに対して、約1000トの工業用水を使用していることから、自治体の下水道事業に関わる部署と協力体制を構築できれば、さらに処理フローやコスト面でメリットが増加すると考えます。

今回の先進事例調査ではシンプルですが、単純焼却ではなく、リサイクル、また高齢者の見守り等を含めた回収システムなど部会員一同大変勉強になりました。

最後になりますが、当日の見学案内、パワーポイントによるご説明、質疑応答など、ご多用のところ非常に丁寧なご対応をいただきました常務取締役 増田俊次様、大牟田工場 取締役 工場長 田嶋高基様、副工場長 山田陽三様に心よりお礼申し上げます。誠にありがとうございました。（文責：小野博之）



星山副部会長の謝辞

ラ
ブ
フ
ォ
レ
ス
ト
大
牟
田
正
門
前
に
て
記
念
撮
影



事業報告

Business Information

ここでは、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会が実施・協力した事業等（平成27年3月後半～平成27年5月）の概要を紹介します。

廃棄物不適正処理巡視事業

日にち：平成27年5月13日（水曜日）
場 所：枚方市、交野市方面
参加者：垣中 清忠（収集運搬部会員）
浜野 雅浩（青年部会員）
田中 千議（事務局事業主任）



沢に不法投棄された廃棄物

廃棄物処理先進事例調査

日にち：平成27年5月15日（金曜日）
場 所：トータルケアシステム(株)／大分県
詳細は本紙26ページから31ページ



おおさかATCグリーンエコプラザ ビジネス交流会

水・土壌汚染研究部会セミナー

「企業に求められる廃棄物管理と大阪府土砂条例」

日 時：平成27年5月21日（木曜日）14時00分
場 所：おおさかATCグリーンエコプラザ／
セミナールーム
内 容：企業に求められる廃棄物管理
講 師：龍野 浩一（事務局次長）



熱心に聴講する参加者が多数ありました

その他、理事会、組織広報委員会、危機管理委員会、法政策調査委員会、収集運搬部会、再生処分部会を開催しました。また、全国産業廃棄物連合会理事会、各委員会、各部会、各分科会に参画しました。



事業案内

Business Prospectus

優良認定推進研修会 (電子マニフェスト及びエコアクション21 に関する説明会)について

平成23年4月から実施されている優良産廃処理業者認定制度ですが、本年3月の運用マニュアル改訂等を踏まえ、今後、さらにその普及を図るため、当該制度に係る優良基準に適合していくための情報提供や支援を趣旨とした研修会を開催いたします。参加希望の方は申込書をお送りいたしますので、弊会（電話06-6943-4016）までご連絡ください。

日 時：平成27年6月29日(月曜日)
14時00分～17時00分
場 所：本会会議室
大阪市中央区農人橋1-1-22
大江ビル3階
定 員：20社(先着順で定員になり次第締切)
参加費：無料



平成27年度第1回産廃塾の開催について

日常業務で疑問が解決した！分かりやすい！と毎年ご好評をいただいております「なにわサンパイ塾」の開催日が決定いたしました。今回は昨今の廃棄物処理業界における女性従事者の増加により、弊会にも産廃業界で働く女性従事者からの質問が数多くあることから参加者を女性に限定し、「サンパイ女子」同士、ざっくばらんで活発な意見交換が出来る場にしたいと考えております。申込方法については7月上旬に弊会ホームページでご案内いたします。

日 時：平成27年8月7日(金曜日)
13時30分～17時00分
場 所：本会会議室
大阪市中央区農人橋1-1-22
大江ビル3階
定 員：20名(女性限定、先着順で定員になり次第締切)
参加費(税・テキスト代込)：
会 員 無料
非会員 お1人につき2,000円

第3回地球環境保全のための 3R推進フォーラム

日にち：平成27年12月4日(金曜日)
場 所：阪急百貨店うめだ本店9階
阪急うめだホール
参加費：無料
詳細は決まり次第、弊会ホームページ等でご案内いたします。

不適正処理防止啓発グッズのためのイラスト募集



公益社団法人大阪府産業廃棄物協会では、持続可能な循環型社会の形成や地球環境の保全の大切さについて、少しでも多くの方々に問題意識をお持ちいただくために、廃棄物のリサイクルや不法投棄の撲滅を推進・啓発する目的で、ゴミの処分場跡地への植樹を行っています。今年度も参加者に配布する啓発グッズの「タンブラー」のイラストデザインを募集します！このイラスト募集への参加により、皆様の環境に対する意識がより一層高まるきっかけとしていただけるよう、多数のご応募をお待ちしております。

応募締切 平成27年11月30日(月) ※消印有効

募集要項

<p>応募資格 下記テーマに関心のある方(専門性不問)</p> <p>テーマ リサイクルや不法投棄の撲滅</p> <p>要 項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①所定の様式[*]に収まるようデザインしてください (500ミリリットル用タンブラーの側面一面に掲載されます) <small>*様式は本会ホームページよりダウンロードしてください</small> ②デザインに使用する素材や方法は問いません ③1名につき1作品とし、未発表のものに限ります ④作品の裏面に、題名で、氏名(ふりがな付き・ペンネームや匿名不可)も記載しておいてください ⑤手書き作品を送る場合は用紙が折れないようにして送って下さい ⑥パソコンで制作される場合はAdobe Illustratorが最適ですが、解像度が高いデータであれば、Adobe Photoshopも可能です <small>(※印刷用サイズ解像度が400dpi以上、縦横1/3寸、イラストは1200dpi以上)</small> 	<p>審 査 本会の組織広報委員会により厳正な審査を行い、次の3作品を決定します <small>(※審査予定日 平成27年12月11日(金))</small> 〔受賞者には本会から直接連絡いたします〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ①優 秀 賞 1作品(表彰状・クオカード3万円分贈呈) ②技 能 賞 1作品(表彰状・クオカード1万円分贈呈) ③委員長賞 1作品(表彰状・クオカード1万円分贈呈) <p>応募方法 作品の応募は、応募用紙を添えて郵送によりお願いします 郵送先 〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル3階 公益社団法人大阪府産業廃棄物協会 事務局 「イラストデザイン大募集係」 電話番号 06-6943-4016 ホームページ http://www.o-sarpai.or.jp/</p> <p>応募締切 平成27年11月30日(月) ※消印有効</p>
---	--

公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル3階

☎06-6943-4016

後援：大阪府

電子マニフェストの円滑な導入のための

未加入者
向けJWNET導入実務研修会
操作体験セミナー

廃棄物管理の効率化とコンプライアンスの徹底を!!

産業廃棄物を委託処理する際の処理の流れの確認に用いるマニフェストには従来の紙マニフェストのほかに、パソコンを使って電子情報をやり取りする電子マニフェストがあります。

電子マニフェストは紙マニフェストと比較すると、事務処理の効率化や法令遵守の徹底が図れる等のメリットがあります。

国においては、平成25年5月策定の第三次循環型社会形成推進基本計画で「平成28年度において電子マニフェストの利用割合を50%に拡大する」という目標を設定しています。

このたび、電子マニフェストの加入促進を目的とした電子マニフェスト導入実務研修会、操作体験セミナーを下記のとおり開催いたします。

電子マニフェストはどのようなものか知りたい、これから電子マニフェストを導入したい、とお考えの事業者様はお誘い合わせの上、奮ってご参加ください。

【電子マニフェスト 導入実務研修会】電子マニフェストの仕組みやメリット、導入に必要なもの等をご説明いたします。

日程	地域	場所	実施時間	定員
平成27年7月28日(火)	大阪	大阪私学会館 講堂 大阪市都島区綱島町6-20	1400~1600	150名

【電子マニフェスト 操作体験セミナー】パソコンを使って電子マニフェストの操作を体験します。

日程	地域	場所	実施時間	定員
平成27年6月30日(火)	大阪	大阪産業創造館 パソコン実習室 (大阪市中央区本町1丁目4-5)	各日 ①1000~1200 ②1400~1600	各日 24名
平成27年7月29日(水)				
平成27年8月26日(水)				
平成27年9月29日(火)				
平成27年10月28日(水)				
平成28年1月27日(水)				
平成28年2月24日(水)				
平成28年3月23日(水)				

参加費は無料です。

【申込み方法】

JWセンターホームページからお申込みいただけます。

JWNET or 電子マニフェスト

検索

JWNETホーム>イベント (<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/event/index.html>) より

お申込できます。なお、定員に達し次第締め切りとなりますので、お早めにお申込みください。

主催： JWNET

公益財団法人

日本産業廃棄物処理振興センター (JWセンター) お問い合わせ: TEL 0800-800-9023

Member

会員紹介

Information

会社名	大幸工業株式会社		
住所	大阪市住之江区平林南2丁目8番37号		
代表者名	浜野 廣美	代表者役職	代表取締役社長
従業員数	67名 (平成27年4月1日現在)	会社設立日	昭和45年9月16日

H I S T O R Y



代表取締役社長

浜野 廣美

インタビュー

本 社：大阪市住之江区平林南2丁目8番37号
 事業内容：土木・建設業務の施工及び請負
 汚染土壌の調査・浄化関連事業
 がれき類などの再資源化事業
 産業廃棄物収集運搬、中間処理、再利用事業
 貨物運送取扱、一般貨物自動車運送、車輛リース事業
 産業廃棄物に関するコンサルタント業務及び施設管理
 流動化処理土やポリアース等の販売資材の設計・製造・販売
 廃棄物処理及び再生資源化関連機器類の製造販売及びリース業
 薬品の販売、石油・天然ガスの販売特定調達品目などリサイクル
 製品の販売
 特定旅客自動車運送事業

URL http://www.daiko-group.com/daiko_top/

沿革

- 昭和38年 ガソリンスタンドのピット清掃事業として創業
- 昭和45年 大阪市住吉区殿辻町において大幸工業株式会社設立
- 昭和48年 大阪市住之江区平林南2丁目に移転
- 昭和49年 大阪市において産業廃棄物収集運搬業許可を取得
- 昭和49年 大阪ベントナイト事業協同組合設立
- 昭和52年 大阪市住之江区南港南1丁目に移転
- 昭和52年 大阪市南港に汚泥中間処理施設（南港処理センター）竣工・操業開始
- 平成5年 住之江区泉に建設汚泥の処理施設（泉プラント）竣工・操業開始
- 平成6年 大阪ベントナイト事業協同組合環境対策協議会（KTK）発足
- 平成8年 一般貨物自動車運送事業許可取得（すべての車輛を白ナンバーから青ナンバーへ）
- 平成8年 泉プラントに薬剤固化処理施設（ポリナイト）竣工・操業開始
- 平成10年 堺市内にコンクリート等がれき類の破碎施設（堺プラント）操業開始



南港処理センター

I N T E R V I E W

- 平成10年 電子マニフェスト導入
- 平成12年 大阪府廃棄物再生事業者登録
- 平成13年 浜野廣美代表取締役社長に就任
- 平成13年 建設汚泥を主原料としたセメント安定処理工法用下層路盤材（ポリナイト）で「建設技術審査証明書」を大幸工業株式会社と大阪ベントナイト事業協同組合の連名で取得（建技審証 第0001号）
- 平成14年 産業廃棄物収集運搬業務 ISO9001.14001取得
- 平成14年 デジタルタコメーター導入
- 平成16年 産業廃棄物収集運搬業務 ISO9001.14001取得
- 平成16年 門真市大字三ツ島に東大阪プラント（建設汚泥リサイクル：流動化処理土用原料製造プラント）竣工
- 平成17年 車輛センターを移転 自家給油所を設置
- 平成17年 経済産業省産業クラスター計画（土地再生ビジネス研究会）による土壌汚染浄化再生事業開始
- 平成18年 大幸工業株式会社、大阪ベントナイト事業協同組合の本社新社屋竣工・平林へ移転
- 平成20年 東大阪プラント廃止
- 平成21年 アルコール検知機導入
- 平成22年 自動車分解整備業務の認証取得
- 平成23年 南港東プラント竣工・操業開始、堺プラント流動化処理施設（ポリソイル）竣工・操業開始
- 平成26年 泉プラントの薬剤固化処理施設（ポリナイト）廃止
- 平成26年 南港処理センターリニューアル
- 平成26年 泉プラントに再生土プラント増設



堺プラント



南港東プラント

地球温暖化防止とリサイクル技術拡大の研究開発に取り組む

●本日はお忙しいところ、ありがとうございます。

事業内容や沿革について教えてください。

当社の歴史は昭和38年に、先代がガソリンスタンドのピット清掃作業を始めたことに始まります。その後、関わるようになった建設汚泥の処理に本格的に取り組むため、昭和45年に大幸工業を立ち上げました。

当初、建設汚泥の運搬を行っていましたが、当時は高度成長時代と共に公害問題が深刻になっていたこともあり、廃棄物の適正処理の必要性を感じた先代が、大阪ベントナイト事業協同組合を立ち上げ、建設汚泥の中間処理、リサイクルに取り組むようになりました。

今では大幸グループとして、4カ所の工場（南港処理センター、泉プラント、南港東プラント、堺プラント）を擁し、汚泥、廃酸、廃アルカリの適正処理に努めています。



I N T E R V I E W

南港処理センター

建設汚泥、企業系廃棄物等の汚泥、廃酸、廃アルカリを中和し、脱水ケーキに処理して最終的に埋立処分場へ送る中間処理施設です。

**泉プラント**

建設汚泥を固化処理して塚プラントを通じて海上輸送を行い、埋立処分場へ海上輸送しています。また、再生石(ポリナイト)の技術で再生土(ポリアース)を作る新たなリサイクル施設でもあります。

**南港東プラント**

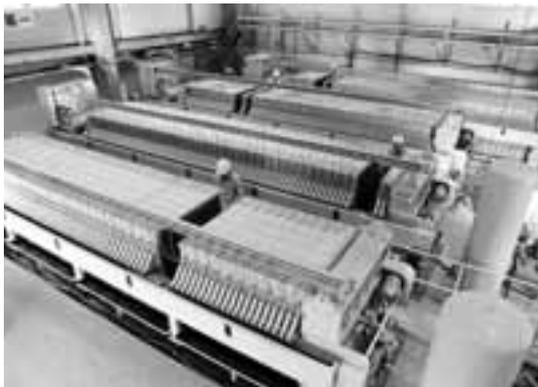
現在、阪神高速大和川線シールド工事の発生土再活用事業として、大阪南港貯木場の埋立に適応した良土に改質し、ダイレクトに供給する施設です。

**塚プラント**

がれき類の破碎・篩別及び建設汚泥の分級を行う中間処理施設であるとともに建設汚泥処理土の積替え保管施設を持ち、陸送と海上輸送の中継機能も果たしています。



- 元々はガソリンスタンドのピット清掃事業をされていたのですね。建設汚泥の処理を手掛けるようになった経緯など教えてくださいませんか。



創業当時、高度成長期の時代で建設業界はバキューム車がいくらあっても足りないような状況でした。大阪でもバキューム車なら何でもいいから来てほしいという状況だったため、ピット清掃事業に係るバキューム車を持っていた弊社が声を掛けられたというのが始まりです。

その頃は、廃棄物処理法が制定された時代でしたが、建設汚泥を運んでも捨て場無く田んぼに捨てられるということが日常茶飯事であったようです。そのような光景を見ていた先代が「このままでは汚泥だらけになってしまう」という危機感を感じて今の大幸工業(株)を立ち上げるようになりました。

I N T E R V I E W

建設汚泥のパイオニアとして業界をリード

- 大幸グループ様の建設汚泥のリサイクルへの取り組み等、教えていただけますか。

これまで、建設汚泥のリサイクルについては人工石(ポリナイト)や堆肥にリサイクルするのが主流でした。こうした取り組みが評価され、当社の製品であるポリナイトがエコマーク商品として再生路盤材として認定されたり、大阪府リサイクル製品に認定されたりしていただきました。

しかしながら、昨今の激変する社会ニーズの下、これまでのようなポリナイトの製造だけでは厳しいため、今では再生土へのリサイクルが主流となりつつあります。



- 大幸グループ様の一番の強みは何だとお考えですか。

車両センターの充実と徹底した従業員情報の把握での機動力のある体制ではないでしょうか。ドライバーのお酒を飲むもの飲まない者のリストをつくり、車両センターを充実させることにより、急な依頼があっても24時間いつでも対応できるようにしています。

しかしながら、いくら車両センターを充実させても、従業員情報の把握に努めても、地域の方々に反対されてしまうと車を動かすことができません。現在、お仕事をさせていただいているのも、地域の方々のおかげだと考え、その恩返しとして盆踊り大会や道路清掃活動などの地域貢献活動を大切にしています。

当社の本当の強みは、地域密着型で地元の方と良好な関係を築けていることかもしれませんね。

産業廃棄物処理業界を取り巻く状況



- 景気等、建設汚泥の業界の現状はどのようなものでしょうか。

建設汚泥は建設業界の景気を図るバロメーターのようなところがあり、景気に左右されやすい業界です。アベノミクスで景気が持ち直しているとはいえ、まだまだ本当の好景気になっているという実感がありません。このまま、本当の好景気になってくれればいいのですが…

汚泥処理の業界を見ても、考えられないような安い金額で仕事を取りに来る業者もあり、どのような処理をしているのか不思議でなりません。また、過積載も横行しているようです。

適正処理をしなければならないのに、どうしようもない状況です。

- この業界に入られた頃、産業廃棄物処理業界をどの様に感じましたか。

38年前、大阪府産業廃棄物協会が組合の時期に今の業界に入りました。初めて会社に来たときは「これが会社の組織なのか？」と驚きましたが、気が付けばそのような男臭い環境に置かれていることが心地よくなりました。

マンホールの中に入ると、あまりの異臭に体調が悪くなることもありましたが、そのような汚い中での仕事も気づけば心地よくなったものです。

その様な経験をしているうちに役所の方々とコミュニケーションをとるようになり、我々の業界の為にも勉強しなければならないと思うようになりました。



I N T E R V I E W

- 今後、産業廃棄物処理業界はどの様になっていくか、また、どのようになっていかなければならないとお考えですか。

これから、ますます少子高齢化が進んでいき雇用確保ということが大きな問題になっていくでしょう。そのためには、業界のイメージアップが重要です。イメージを変える為にも、産廃という言葉自体無くした方が良いのかもしれませんがね。

これからも産廃業界も二極化していくと思われます。良い企業しか残ることはできなくなっていくでしょう。襟を正している企業が残し、不適正処理をするような企業は、この業界から出て行ってほしいですね。そのためにも優良認定制度が上手く機能して欲しいものですが、まだまだ不十分のように思います。優良認定制度が益々発展して、もっと広まればいいですね。

会社の成長は地域と共に

- 先ほど、産業廃棄物処理業界の今後についてのお考えを伺いましたが、大幸グループ様としてどのように対応していこうとお考えですか。

まずは、処理業界全体が信頼されるような業界にならなければならないと考えています。そのためにはコンプライアンスを徹底し、持続可能な社会の実現のため貢献していくことが大切です。

そのため、当社では人材育成を最優先と捉えています。大幸未来育成会というのを作って、課長級以上全員を対象に教育をしています。その結果、社員同士の助け合い精神が芽生えて、社内の雰囲気非常に良くなりました。

また、産業廃棄物業界のイメージアップも必要です。産業廃棄物という表現自体、産業資源などに変えてしまった方が良いのかもしれませんがね。



南港東プラント 埋立前の様子



南港東プラント 埋立中の様子（2013年10月現在）

- 会社の発展といっても様々な形があると思いますが、この先、どのような会社になりたいとお考えですか。

企業を支えてきた人材、その能力と経験は会社の宝だと考えています。また、これからの会社を支えていく若い世代が安心して仕事ができるようにし、様々なサポート体制を提供することが会社の発展につながっていくと考えています。

会社を存続させていくために、利潤を追求することも大切ですが、単にそればかりを追い求めるのではなく、社員のライフサイクル、ライフステージに最も適した就業環境を提供し、社員やその家族が幸せになれるような会社にしていきたいと考えています。

I N T E R V I E W

●最後に、社長の夢をお聞かせいただけますか。

全国を股にかけて仕事をするのが夢ですね。弊社も東京に支店を出しておりますが、全国ネットのネットワークを築きたいですね。

同業他社が現れると、商売敵と考えるのではなく仲間だと思って仕事をするような業界にならないといけないと思っています。同業他社が協力し合ってそれぞれの地の利を生かしてお互いに汚泥を融通し合っ
て、皆で建設汚泥の適正処理、リサイクルに取り組みめるような業界になって欲しいと考えています。



わが社のホープ！

(頑張っている従業員の紹介)

氏 名	浜 野 雅 浩
役 職	専務取締役
仕事内容	<p>私が大幸工業株式会社に入社して7年になります。現場作業、プラント研修、営業部、と様々な業務を学び現在は、総合企画部で行政担当やISOの推進などの業務担当をしています。</p> <p>当社で収集運搬業務・中間処理業務など対応できるかな？ この様な相談や案件がありましたら、お気軽に大幸工業株式会社までお問い合わせください。</p>
	

会社から
の一言

わが社のホープとして今後も活躍を期待しています。

新規入会会員紹介

正会員

飯田建設工業 株式会社

代表者	飯田 喜美男		
住所	〒574-0011 大阪府大東市北条3-16-18-201		
電話番号	072-863-0002	FAX番号	072-863-0055
業務内容	収集運搬業 中間処理業		

有限会社 清菱

代表者	小林 昌代		
住所	〒661-0033 兵庫県尼崎市南武庫之荘12-13-13		
電話番号	06-6437-0660	FAX番号	06-6437-0147
業務内容	収集運搬業		

株式会社 タイセイ開発

代表者	中川 国治		
住所	〒591-8034 大阪府堺市北区百舌鳥陵南町3-164		
電話番号	072-277-0110	FAX番号	072-270-3665
業務内容	収集運搬業		

賛助会員

アルファー・ケミカル 株式会社

代表者	池辺 充		
住所	〒597-0022 大阪府貝塚市新井13-25		
電話番号	072-424-9716	FAX番号	072-424-9716
業務内容	化学工業薬品販売業・産業廃棄物リサイクルコンサルタント業 各種プラント機器販売及びメンテナンス業		

株式会社 エックス都市研究所 大阪支店

代表者	浦邊 真郎		
住所	〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島5-9-1 新大阪花村ビル8階		
電話番号	06-6195-7464	FAX番号	06-6195-7465
業務内容	都市計画及び地域計画の立案並びに設計 持続型社会実現のための計画調査及び事業開発業務、等		

入会のメリット

社会的信用の向上

本会の事業は、環境分野における不特定多数の利益の増進に寄与するものです。そのような事業を推進する団体に入会することは、取引先や顧客（一般消費者）、さらには融資元等から環境意識の高い企業として認知され、社会的信用を得ることに繋がります。CSR（企業の社会的責任）が、もはや世間の常識となっている現在、以上の傾向は今後ますます強くなっていくものと考えられます。

相談・助言を受ける機会の優先

排出事業者にとっても、産業廃棄物処理業者にとっても、廃棄物処理法や関係法令は非常にかかわりの深いものです。しかしながら、これほど解釈・運用の困難な法令も珍しく、専門的な相談・助言を受けたいと思われている方は多数いらっしゃると思います。本会に入会すると、廃棄物処理法に関する講演・執筆等の実績が豊富な常駐の職員による相談・助言を優先的に受けることができます。

講習会・研修会への無償又は割引参加

本会が実施する廃棄物管理士講習会に通常の半分の費用で受講できます。また、産廃塾、リスクアセスメント推進研修会、廃棄物収集作業向上研修会、施設見学会には無償で参加できます。

法令集・技術資料集・手引書等の無償又は割引入手

本会が発行する刊行物を無償で、又は割引して入手できます。また、個別の希望に応じ、適当な資料等の提供を受けることもできます。

意見交換、福利厚生

定例開催される、会員間の懇親・親睦を深めるための会に参加できます。

Clean Life

クリーンライフ

これまでに発行したClean Lifeのバックナンバーをご用意しております。数に限りがございますので、ご希望の方はお早めに事務局までご連絡下さい。

● 全国産業廃棄物連合会各正会員企業企業の基礎情報等に係る調査結果



第50号 (平成23年9月18日発行)

● 市町村等が処理する産業廃棄物：平成13年大阪府告示第310号及び産業廃棄物取扱要項の廃止について



第51号 (平成24年12月7日発行)

● 環境配慮契約法基本方針・産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項について(案)



第52号 (平成25年3月27日発行)

● 港湾における船内廃棄物の受入に関するガイドライン(案)



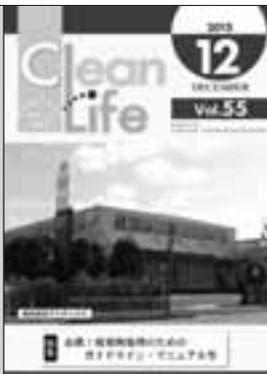
第53号 (平成25年5月31日発行)

● 廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)について



第54号 (平成25年8月30日発行)

● 必携！廃棄物処理のためのガイドライン・マニュアル等



第55号 (平成25年12月6日発行)

● 第1回地球環境保全のための3R推進フォーラム開催



第56号 (平成26年3月27日発行)

● 低濃度PCB廃棄物の洗浄処理



第57号 (平成26年6月20日発行)

● 水銀廃棄物の処理に関する論点と考え方(案)について



第58号 (平成26年9月29日発行)

● 未来のごみ処理のあり方を考えるフォーラム



第59号 (平成26年12月5日発行)

● 國中賢吉会長 平成26年秋の叙勲への感謝の言葉
● 第2回地球環境保全のための3R推進フォーラム「地域における3R社会の未来」



第60号 (平成26年3月26日発行)

BACK

バックナンバーのご案内

NUMBER

連絡先：公益社団法人大阪府産業廃棄物協会 TEL.06-6943-4016

公益社団法人 大阪府産業廃棄物協会の

分かりやすくして
コンパクト

必携の一冊

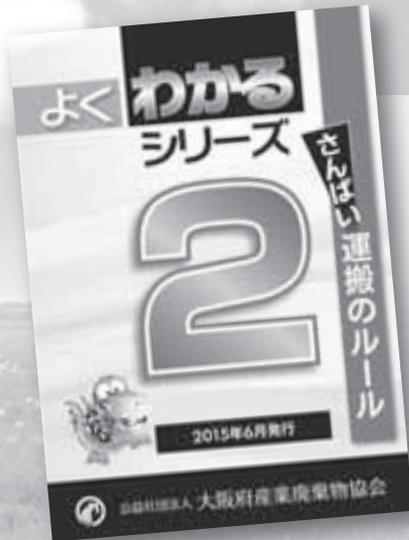
よくわかるシリーズ1

産業廃棄物の処理の委託をするときに不可欠なマニフェストのしくみを分かりやすく解説！本冊子ではマニフェストの書き方や各伝票の運用方法を記載例、フロー図などを駆使しながら分かりやすく説明しています。巻末にはマニフェストについてよく質問される事柄をQ & A方式で掲載！産業廃棄物の処理を委託する方、される方に必携の一冊です。



よくわかるシリーズ2

産業廃棄物を運搬するときに、守らなければならない処理基準を中心に解説！収集運搬車両の表示板、積替え保管する場合の基準、施設（車両）の使用権限から大阪府流入車規制など、収集運搬において必要となる事柄をコンパクトにまとめた一冊。巻末には収集運搬についてよく質問される事柄をQ & A方式で掲載！産業廃棄物の収集運搬をされている方には必携の一冊です。



よくわかるシリーズ3

許可の有効期限の延長など、産廃処理業者にとって数々のメリットがある優良産廃処理業者認定制度を分かりやすく解説！優良認定を受けるための5つの基準を解説するだけでなく、過不足なく申請事務を行えるよう、チェックリストも収録。巻末には、優良産廃処理業者認定制度についてよく質問される事項をQ & A方式で掲載！優良産廃処理業者の認定を目指されている方には必携の一冊です。



廃棄物法制等普及促進シリーズ

連絡先：公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
TEL.06-6943-4016

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.1
● 通知で見る廃棄物処理法



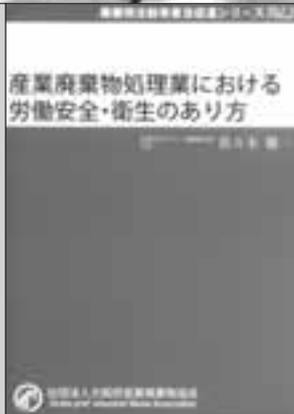
2009年4月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.2
● 産業廃棄物処理業の
● 経理的基礎のあり方



2010年3月31日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.3
● 産業廃棄物処理業における
● 労働安全・衛生のあり方



2011年3月31日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.4
● 産業廃棄物処理業における
● ヒヤリ・ハットの事例分析



初版 2011年12月1日発行 第2版 2015年12月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.5
● 廃棄物収集作業マニュアル



2012年5月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.6
● 循環資源市場実態レポート



2012年5月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.7
● 産業廃棄物埋立処分場の
● 公共関与のあり方



2012年5月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.8
● 汚染土壌処理の
● 法規と実態



2014年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.9
● 廃棄物の定義と事業者の
● 特定に関するFAQ

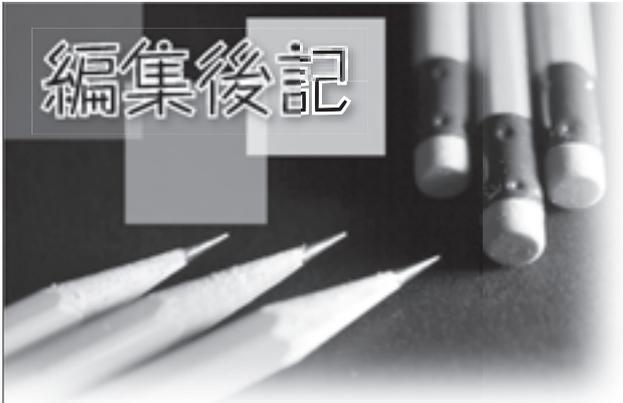


2014年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.10
● 産業廃棄物処理業に関する
● BCP策定ガイドライン



2014年12月1日発行



編集後記

いよいよ円が8年ぶりに123円をつけ、日経平均も20,400円台を記録するなどリーマンショック前の景況感が感じられ、今後更に円安・株価の高騰が進みそうだとこの新聞メディアで囁かれるようになってきました。

確かに2020年に開催される東京オリンピックや東日本大震災の復興事業や投資の順調さなど嬉しい情報もあり、ここまで注視してきた企業各社もいよいよ施設の導入、先行投資が行われだしたのは事実です。

しかし、現実的に製造業では海外生産にシフトしている現在や建設業界では人手不足など、大手企業では勢いも一部ではついているように見えても中小企業の現場にはまだまだ遠く感じるのが現状ではないでしょうか…。

動脈産業での拡がりがないければこの産業廃棄物業界が活性化することは無いのが現実。

だからこそ廃棄物処理業界としても業種の細分化、サービスの特化や提案型での排出者へのアピールなどに対し努力すべき点は無限にあり今後処理企業としての拡がりは今まで以上に差がついてくるでしょう。

楽しみにしている反面、努力を惜しむと一気に時代に取り残される今こそ自身に厳しく問いかける時ではないでしょうか。

福田

Clean Life vol.61

編集 公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
組織広報委員会

委員長	白坂悦夫
副委員長	濱田篤介
副委員長	田中公治
委員	片淵則人
委員	高田実佐大
委員	高好健二
委員	福田勝
委員	吉本聖美
事務局	福原睦美

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）
 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会
近畿地区 平成27年度日程表

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物 管理責任者講習会
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	
講習期間 受講料	2日間 ¥30,400	3日間 ¥48,300 (※1)	3日間 ¥46,200	4日間 ¥68,000 (※2)	1日間 ¥20,000	2日間 ¥25,200	1日間 ¥14,000
平成27年 4月					大阪会場：24日		大阪会場：23日
5月	京都会場 14日～15日 兵庫会場 26日～27日	奈良会場 12日～15日			兵庫会場：14日 京都会場：20日		兵庫会場：15日 京都会場：21日
6月	奈良会場 16日～17日		兵庫会場 2日～4日		奈良会場：19日		奈良会場：18日
7月	大阪会場 2日～3日				兵庫会場：16日 大阪会場：24日	京都会場 2日～3日	兵庫会場：15日 大阪会場：23日
8月	和歌山会場 26日～27日	兵庫会場 25日～28日			滋賀会場：19日		滋賀会場：20日
9月	京都会場 2日～3日 兵庫会場 10日～11日				京都会場：10日 和歌山会場：17日		京都会場：11日 和歌山会場：16日
10月	大阪会場 8日～9日			大阪会場 26日～30日		兵庫会場 14日～15日	大阪会場：7日 兵庫会場：16日
11月	滋賀会場 5日～6日				大阪会場：6日 奈良会場：19日		大阪会場：5日
12月	大阪会場 16日～17日				兵庫会場：9日 京都会場：16日		兵庫会場：8日 大阪会場：15日
平成28年 1月	兵庫会場 26日～27日				大阪会場：21日 滋賀会場：26日		大阪会場：20日 滋賀会場：27日
2月	京都会場 2日～3日 和歌山会場 25日～26日		大阪会場 3日～5日		兵庫会場：5日 京都会場：23日 和歌山会場：24日		兵庫会場：4日 京都会場：24日
3月	大阪会場 9日～10日	京都会場 8日～11日			大阪会場：18日	大阪会場 2日～3日	大阪会場：17日

注1 産業廃棄物処分課程に収集運搬課程を追加される場合、講習期間は4日間になります。

注2 特別管理産業廃棄物処分課程に収集運搬課程を追加される場合、講習期間は5日間になります。

受講申込み、お問い合わせ先

滋賀会場  (一社) 滋賀県産業廃棄物協会 〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-30 TEL: 077(521)2550 (こうぜんビル2階)	大阪会場  (公社) 大阪府産業廃棄物協会 〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 TEL: 06(6943)4016 (大江ビル3階)	奈良会場  (一社) 奈良県産業廃棄物協会 〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代580-4 TEL: 0744(33)8800 (南部環境開発ビル5階)
京都会場  (公社) 京都府産業廃棄物協会 〒601-8027 京都市南区東九条中御霊町53番地の4 TEL: 075(694)3402 (Johnsonビル2階)	兵庫会場  (一社) 兵庫県産業廃棄物協会 〒650-0023 神戸市中央区栄町通2丁目4番14号 TEL: 078(381)7464 (日栄ビル3階)	和歌山会場  (一社) 和歌山県産業廃棄物協会 〒640-8150 和歌山市十三番丁30番地 TEL: 073(435)5600 (酒直ビル3階)

Clean Life vol.61

クリーンライフ

第61号



平成27年6月19日発行

発行責任者 公益社団法人

大阪府産業廃棄物協会

〒540-0011

大阪府中央区農人橋1-1-22

TEL : 06-6943-4016

FAX : 06-6942-5314

会長 國中賢吉

組織広報委員長 白坂悦夫

